

大和市告示第139号

大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金事業実施要綱を次のように定める。

令和4年9月27日

大和市長 大 木 哲

大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年における原油価格及び物価の高騰の影響を受け、公衆浴場営業に係る燃料等の経費が増加した公衆浴場営業者を支援するため、予算の範囲内において公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象者)

第2条 支援の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けて、第5条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）の時点において市内で継続して1年以上公衆浴場を営んでいること。
- (2) 入浴料を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で徴収して営業していること。
- (3) 公衆浴場法第7条第1項の規定による営業許可の取消し又は営業停止命令その他これらに準ずる処分を過去3年以内に受けていないこと。
- (4) 申請の日の属する年度の前年度の市税、国民健康保険税及び下水道使用料の未納がないこと。

(支援対象経費)

第3条 支援の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに支払った別表第1に掲げる燃料等の使用量（公衆浴場営業に係る部分に限る。）に、それぞれ第5条第2項に規定する期ごとに同表に定める単価を乗じて得た額の合計額とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、支援対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 神奈川県知事が発行した営業許可証明書の写し
- (2) 申請額計算表
- (3) 申請に係る支援対象経費に係る各月の支払の事実及び当該燃料等の使用量が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、市長が別に定める日までに、次に掲げる期ごとに分けて行うものとする。この場合において、各期の対象期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第1期 令和4年4月1日から同年9月30日まで
- (2) 第2期 令和4年10月1日から同年12月31日まで
- (3) 第3期 令和5年1月1日から同年2月28日まで
- (4) 第4期 令和5年3月1日から同月31日まで

(交付決定)

第6条 市長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、その結果を大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金交付決定通知書又は大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者は、速やかに大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金交付請求書により市長に請求するものとする。この場合において、市長は、速やかに支援金を交付するものとする。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により暴力団等に該当することが判明したときは、交付決定を行わない。

(支援金の返還等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が第2条の要件を満たさないこと又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受け、若しくは受けようとしたことが判明したときは、その交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請がされた支援金については、なお従前の例による。

(大和市公衆浴場営業施設整備費補助金交付要綱の一部改正)

3 大和市公衆浴場営業施設整備費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「その他関係法令に基づく行政処分」を「第7条第1項の規定による営業許可の取消し又は営業停止命令その他これらに準ずる処分」に改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

燃料等の 区分	単価	
	第 1 期	第 2 期から第 4 期まで
重油	1 リットル当たり 9. 4 円	1 リットル当たり 9. 4 円
灯油	1 リットル当たり 8. 1 円	1 リットル当たり 8. 1 円
都市ガス	1 立方メートル当たり 1 2. 7 4 円	1 立方メートル当たり 3 8. 1 4 円
L P ガス	1 立方メートル当たり 3 3. 9 円	1 立方メートル当たり 5 7. 6 円
電気	1 キロワット当たり 2. 0 5 円	1 キロワット当たり 7. 7 1 円

別表第 2（第 10 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金交付申請書	第 5 条
第 2 号様式	申請額計算表	第 5 条
第 3 号様式	大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金交付決定通知書	第 6 条
第 4 号様式	大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金不交付決定通知書	第 6 条
第 5 号様式	大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金交付請求書	第 7 条